



平成26年(ヨ)第33号 仮処分命令申立事件
債権者 有限会社 銀徳、吉村公俊
債務者 吉田益夫

一部取下書

平成26年12月 2日

和歌山地方裁判所 民事部保全係 御中

債権者代理人 弁護士 豊 田 泰 史



同 弁護士 太 田 達 也



同 弁護士 重 藤 雅 之



標記事件につきまして、債権者は、申立ての趣旨のうち第2項に関して、
申立書の別紙発言目録記載の発言以外の送信防止を求める申立てを取り
下げます。

以上